

吉備中央町創業支援事業補助金交付要綱新旧対象条文

改正後（案）	現行
○吉備中央町創業支援事業補助金交付要綱 平成29年5月9日 告示第19号	○吉備中央町創業支援事業補助金交付要綱 平成29年5月9日 告示第19号
(趣旨) 第1条（略）	(趣旨) 第1条（略）
(定義) 第2条 この告示において <u>創業</u> とは、産業競争力強化法(平成25年法律第98号。)第2条第28項に規定する創業をいう。	第2条 この告示において、 <u>次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる</u> 。
(削る) 第2条 第22項に規定する創業をいう。	(1) <u>創業 産業競争力強化法(平成25年法律第98号。)第2条第22項に規定する創業をいう。</u>
(削る)	(2) <u>Uターン 過去において、本町の住民であった者が町外に転出し5年以上経過した後に再び本町に転入して3年が経過していないことをいう。</u>
(削る)	(3) <u>Iターン 過去において、本町に住所を有したことがない者が本町に転入することをいう。</u>
(削る)	(4) <u>一般創業事業 町内に住所を有する者が創業する事業をいう。ただし、Uターンの者が創業する事業は除く。</u>
(削る)	(5) <u>移住創業事業 Iターンを予定している者、Iターンをした後1年が経過していない者又はUターンの者が創業する事業をいう。</u>
(補助対象者) 第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は	(補助対象者) 第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、前

、次の各号のい
ずれにも該当するものとする。

(1)から(11)まで (略)

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)
は、次の各号に掲げる経費とし、いずれの経費においても消費税及び
地方消費税並びに振込手数料を含まないものとする。

(1) (略)

(2) 事業に係る町内に所在する事務所、店舗及び駐車場等の賃借料。
ただし、次の_____いずれかに該当するものは除く。

ア 敷金及び礼金

イ 賃借料のうち、6月を超える期間の賃借料

ウ 借入先の所有者が、3親等内の親族の場合

(3) (略)

(4) 事業の実施に必要な広報費のうち、次の_____いずれかに該当す
る経費

ア ホームページの作成費

イ パンフレット及びチラシの制作費

ウ 広告費

エ 展示会出展費

(5) 事業の実施に必要な委託費のうち、次の_____いずれかに該当す
る経費

ア 会社設立に係る司法書士等への支払費用

イ 事業プラン策定等に係る専門家派遣の経費

条第4号及び第5号に規定する事業を実施する者のうち、次の各号のい
ずれにも該当するものとする。

(1)から(11)まで (略)

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)
は、次の各号に掲げる経費とし、いずれの経費においても消費税及び
地方消費税並びに振込手数料を含まないものとする。

(1) (略)

(2) 事業に係る町内に所在する事務所、店舗及び駐車場等の賃借料。
ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除く。

ア 敷金及び礼金

イ 賃借料のうち、6月を超える期間の賃借料

ウ 借入先の所有者が、3親等内の親族の場合

(3) (略)

(4) 事業の実施に必要な広報費のうち、次の各号のいずれかに該当す
る経費

ア ホームページの作成費

イ パンフレット及びチラシの制作費

ウ 広告費

エ 展示会出展費

(5) 事業の実施に必要な委託費のうち、次の各号のいずれかに該当す
る経費

ア 会社設立に係る司法書士等への支払費用

イ 事業プラン策定等に係る専門家派遣の経費

ウ 市場調査等の外部委託費

(6) (略)

2 (略)

(補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の
補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。)とする。
ただし、当該補助金の額が100万円を超えるときは100万円とする。

ウ 市場調査等の外部委託費

(6) (略)

2 (略)

(補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の種別及び補助金の額は、次の表のとおり

とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

種別	補助金の額	補助金の上限額
一般創業事業	補助対象経費の2分の1以内の額	100万円
移住創業事業	補助対象経費の3分の2以内の額	

第6条から第22条まで (略)

附 則

(略)

別記(第3条関係)

- 1 農業、林業(大分類A)
- 2 漁業(大分類B)
- 3 金融業・保険業(大分類J)
- 4 医療・福祉(大分類P)の医療業(中分類83)のうち、病院(小分類831)、一般診療所(小分類832)及び歯科診療所(小分類833)
- 5 その他のサービス業(大分類S)のうち、次_____に掲げる業種

第6条から第22条まで (略)

附 則

(略)

別記(第3条関係)

- 1 農業、林業(大分類A)
- 2 漁業(大分類B)
- 3 金融業・保険業(大分類J)
- 4 医療・福祉(大分類P)の医療業(中分類83)のうち、病院(小分類831)、一般診療所(小分類832)及び歯科診療所(小分類833)
- 5 その他のサービス業(大分類S)のうち、次の各号に掲げる業種

(傍線部分は改正部分)

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)により規制の対象となる風俗営業及び性風俗関連特殊営業
- (2) 競輪・競馬等の競走場、競技団(小分類803)
- (3) 芸ぎ業、芸ぎ斡旋業(細分類8094)
- (4) 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業(細分類8096)
- (5) 興信所(細分類7291。専ら個人の身元、身上、素行及び思想調査等を行うものに限る。)
- (6) 集金業、取立業(細分類9299。公共料金又はこれに準ずるもの除去。)
- (7) 易断所、観相業、相場案内業(細分類7999)
- (8) 宗教(中分類94)
- (9) 政治・経済・文化団体(中分類93)

様式第1号(第6条関係)

(略)

様式第2号から様式第7号まで (略)

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)により規制の対象となる風俗営業及び性風俗関連特殊営業
- (2) 競輪・競馬等の競走場、競技団(小分類803)
- (3) 芸ぎ業、芸ぎ斡旋業(細分類8094)
- (4) 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業(細分類8096)
- (5) 興信所(細分類7291。専ら個人の身元、身上、素行及び思想調査等を行うものに限る。)
- (6) 集金業、取立業(細分類9299。公共料金又はこれに準ずるもの除去。)
- (7) 易断所、観相業、相場案内業(細分類7999)
- (8) 宗教(中分類94)
- (9) 政治・経済・文化団体(中分類93)

様式第1号(第6条関係)

(略)

様式第2号から様式第7号まで (略)